



# 消費生活センターからのお知らせ

## 「暮らしに役立つ消費者力アップ講座〈前期〉」の日程が決まりました!!



暮らしの中から身近なテーマを取り上げ、消費生活に関するトラブル事例と対処法や、より豊かに暮らすヒントが詰まった充実の内容です。毎回各分野で活躍中の専門家から学びます。ご自身に役立つと同時に、ご家族や友人など周囲の方の見守りにも役立てていただけます。前期申込みは4月25日から、電話・ファックス・電子

申請で受付開始!  
前期4回、後期4回のそれぞれ4回の連続講座で開催する予定です。  
前期のみ、後期のみの受講も可能です。ぜひこの機会にご参加ください。



前	No.	日程	講座内容	No.	日程	講座内容
期	1	6月2日	悪質業者に気をつけて!	3	6月16日	ネットで快適!活用術
	2	6月9日	健康を支える食生活	4	6月23日	わたしにもできるSDGs

【日時】前期はいずれも火曜日 午前10時から正午  
【会場】目黒区消費生活センター 3階研修室  
(目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内)

【対象】区内在住・在勤・在学者で、定員45人  
【費用】無料  
※後期の詳細は8月中旬からご案内します。



## はい 消費生活相談です

### 「美顔器を配達する」というメールが届いたけど…?!

**Q** スマートフォンに突然「美顔器 15,180円を明日、代金引換配達で届ける」というSMSが届いた。「連絡なく受取り拒否をすると往復送料等を請求する。心当たりのない場合は電話するように」と書いてあった。まったく身に覚えがない。どうしたらよいのか。



**A** 携帯電話の番号だけでメッセージを送ることができるSMS(ショートメッセージサービス)を利用して、不特定多数の人に送り付ける架空請求と考えられます。返信をすることで自分の個人情報を相手に知らせることになるので決して連絡をしないで無視してください。万が一、商品が届いた場合は宅配業者に事情を伝え、受け取りを拒否してください。



### めくニャンからのアドバイス

架空請求とは、実際には契約していないのに架空の商品、サービスを契約したと思込ませ、金銭を騙し取ろうとする詐欺の手口です。次々と手口が悪質・巧妙化し、支払い手段も、現金振り込み、コンビニの電子マネー、通販サイトのギフトカード等多岐にわたっています。

#### 【最近の事例】

- SMSで、「滞納料金がある、連絡しないと法的措置に移行する」「コンテンツ料の入金確認が取れない」「大手通販業者名で料金が未納だ」というメッセージが届く。
- 「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届く。

#### 【アドバイス】

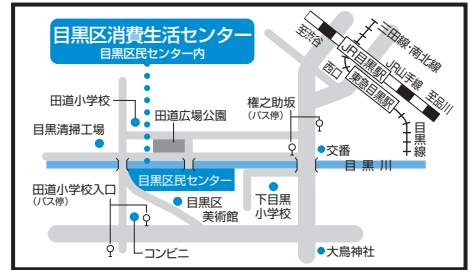
- 記載された電話番号には決して電話せず、支払わないこと。
  - 有料サイトを利用している人は、自分が利用しているサイトを把握すること。
  - 裁判所からの書類は普通郵便のように郵便受けに投函されることはありません。
- ※「特別送達」という特別な郵便により名宛人に手渡しで配達されます。

**不安なときや、困ったときは、すぐに消費生活センター (03-3711-1140)に相談してください。**

シグナル106号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

**発行** 目黒区消費生活センター  
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)  
〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内  
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

メールマガジンを配信しています。



目黒区 消費生活